省　令

○経済産業省令第七十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令

特定サービス産業実態調査規則（昭和四十九年通商産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経済センサス活動調査（経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定する調査をいう。）を実施する年の前年を除き、」を削り、「十一月一日」を「七月一日」に改める。

第四条中「のうち経済産業大臣が指定するもの（以下「調査企業」という。）」を削り、「属する事業所」の下に「（警戒区域等にあるものを除く。）」、「以下」の下に「それぞれ「調査企業」及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事に対して行つた次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となつた区域をいう。

一　原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二　住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

第十条第一項及び第二項中「十一月三十日」を「七月三十一日」に改め、同条第三項中「十二月十五日」を「八月十五日」に改める。

第十一条中「翌年一月三十一日」を「九月三十日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

工業統計調査規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

工業統計調査規則の一部を改正する省令（平成二十三年経済産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。

（関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等）

第二条　経済産業大臣は、第十三条第一項の規定による調査票の審査に利用させることを目的として、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第十八条の規定により保存されている電磁的記録のうち平成二十四年二月一日現在によつて行つた同規則第一条に規定する経済センサス活動調査の調査票の内容を記録したものを複写し、並びに当該複写した電磁的記録を都道府県知事に送付し、保存及び使用させるものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により送付された電磁的記録を平成二十五年六月三十日まで保存するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

工業統計調査規則の一部を改正する省令

工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「製造業に属する事業所（」の下に「警戒区域等をその区域に含む調査区内にある事業所、」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事に対して行つた次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となつた区域をいう。

一　原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二　住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

第九条第一項中「（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）については経済産業大臣が準備調査名簿を作成するものとする。

第十条第一項ただし書中「ただし」の下に「、指定地域内にある事業所（本社一括調査企業に属する事業所及び従業者が二百人以上の事業所（本社一括調査企業に属する事業所を除く。以下「国直轄事業所調査事業所」という。）を除く。）」、「それぞれ」の下に「指定地域内にある事業所の報告義務者」を加え、「従業者が二百人以上の事業所（本社一括調査企業に属する事業所を除く。以下「国直轄事業所調査事業所」という。）」を「国直轄事業所調査事業所」に改める。第二項ただし書中「ただし」の下に「、指定地域内にある事業所の報告義務者」を加える。

第十一条第一項ただし書中「ただし」の下に「、指定地域内にある事業所の報告義務者」を加える。

第十二条中「東京都内の区のある地域では区」を「特別区を含む」に改める。

第十七条第四項中「にある事業所（」の下に「指定地域内にある事業所、」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年十月十一日

総務大臣　樽床　伸二

政党	異動事項	旧	新	届出年月日
政治団体の名称				
国民新党	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―七―五		二四、九、七

○法務省告示第四百二十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十月十一日

法務大臣　田中　慶秋

住所　大阪府摂津市南別府町９番４―901号
徐寒冰　平成元年10月31日生

住所　大阪市東成区大今里南１丁目３番13号
高鄭賢　平成２年10月10日生

住所　大阪市都島区内代町２丁目２番18―1304号
李美華　昭和39年３月１日生

住所　大阪府寝屋川市香里北之町21番４号
郭小平　昭和61年３月28日生

住所　大阪府貝塚市二色２丁目５番３―513号
金未千　平成８年８月12日生

住所　大阪府和泉市伯太町１丁目７番12―201号
申友章　昭和50年６月24日生

住所　大阪市西区靱本町１丁目19番23―501号
趙弘誠　昭和50年８月26日生

住所　堺市中区福田603番地
孫洪志　昭和57年１月７日生